

鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信 第15号



『パワハラ防止の取組みについて』

令和元年5月、職場におけるパワハラ防止措置を企業に義務付ける「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定化及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されました。その条文には職場でのパワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義されました。

1. パワハラの具体例

厚生労働省のホームページではパワハラの典型例として以下の6種類が掲載されています。ただしこれらは典型例であって、これ以外にも言動、行為等によってはパワハラと認定される可能性がありますので注意が必要です。

- 身体的な攻撃…暴行・傷害
- 精神的な攻撃…脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- 人間関係からの切り離し…隔離・仲間外し・無視
- 過大な要求…業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- 過小な要求…業務上の合理性なく、能力や経験とか離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- 個の侵害…私的なことに過度に立ち入ること

2. パワハラを防止するための具体的取組み

事業主は、従業員がパワハラにより就業環境が害されないように従業員からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備するなど、職場でのパワハラを防止する為の取組みが必要となります。そこで具体的な取組み例として7項目をあげてみます。

① トップのメッセージ

パワーハラスメントはトップから全従業員が取組む

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 板倉 剛 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、支援センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内）TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善 検索 